

〔個別研究〕

家族保全の研究 I

— 文献研究を通じた家族保全概念の考察 —

子ども家庭福祉研究部 澁谷昌史

要約：北米では広範に使用されている家族保全概念についての基礎的整理を行った。その結果、家族保全は、増大する里親ケアとは異なる価値・方法を表現する用語として生み出され、広義・狭義双方の意味で使用される概念であること、家族支援などの類似概念との整理が課題となっていることが明らかになった。我が国においては、行政的介入の一つである在宅指導概念が家族保全サービスの対象家族に対して用いられるが、行政的介入から専門的介入へと体系化していくために、家族保全概念が必要とされていると結論付けた。

見出し語：家族保全、家族支援、危機にある家族

A Study on Family Preservation I

: the concept analysis through reviewing the literatures on family preservation

Masashi Shibuya

Abstract: The purpose of this study is to understand the concept of 'family preservation' in the historical context and distinguish the neighboring concept, especially 'family support'. Through reading the literatures on family preservation, author finds the term representing values and programs which secure the safety of children in their own home, but not necessarily used in unified meaning. In Japan, 'guidance at their home' is widely-used as having neighboring meaning, and author concludes it is very important to put both concepts, 'family preservation' and 'guidance at their home', in order to improve the awareness and attitudes of child guidance workers.

Key Word: family preservation, family support, families at risk

I 研究目的

子ども虐待・ネグレクトが社会問題化するにつれ、子どもの安全保障がますます求められるようになってきている。しかし、子どもの安全保障は、子ども福祉専門職にとって最高の関心事であるとはいえ、子どもの最善の利益保障と同意のものとはいえない。とくに、親子分離を図るほどには十分な根拠がないけれども、虐待発生リスクが非常に高い家族に対する援助プログラムが問われなければ、子どもは危険（在宅）と安全（親子分離）とのシーソーの上で、危ういポジションを維持させられることになる。このような在宅での子どもの安全保障達成のために、北米では家族保全（family preservation）といわれるサービスが開発されてきた。

家族保全に関する我が国の先行研究について見ると、海外の子ども虐待への社会的対応動向を紹介する文献で、家族保全というキーワードが散見される（たとえば、芝野、2002；こども未来財団、2001）。しかし、家族保全そのものについての研究（資料）となると筆者の知る限り二つしかない（カプランほか、2001；佐々木、2000）。いずれも、北米の家族保全の動向や実際を知る上で資料的価値は高いといえるが、家族保全概念がなぜ我が国で研究されねばならないのかについて追究したものではない。本研究は、北米での家族保全の歴史的コンテキストと、我が国における類似概念と対比させ、我が国における家族保全研究の方向性を明確にすることまで踏み込むという独自性を有するものである。

II 研究方法

家族保全が一般化しているアメリカ合衆国（以下、合衆国）の文献をレビューした。本年度は、家族保全概念の基礎的な理解を行うことに焦点をあて、子ども家庭福祉の全体像を示した著書の家族保全に関する章、及び家族保全をテーマとした著書を検討素材として取り上げた。なお、次年度は、論文も研究素材として扱い、そこで家族保全をめぐる論争点を明らかにし、我が国における研究のあり方を総括する。

III 研究結果

1 家族保全の歴史的コンテキスト

家族保全という概念そのものは、その誕生からまだ半世紀もたっていない。実践的にはソーシャルワークの起源とされる慈善組織協会やセツルメントの活動の中で行

われてきたこととされるが、それは萌芽的なものでしかなく、ケースワーク論全体の中にその価値や知識は埋没され、明示的に分化・概念化されることはなかった。その後、セントポール市家族援助プロジェクト（1947～1957年）の中で多問題家族に対するアプローチが開発されたりもしたが、家族保全の意識化は、子ども虐待問題の出現を待ってのことであった。

1962年、ケンプ（Kemp, C.H.）らによって「被殴打児童症候群」（The Battered Child Syndrome）が発見されると、合衆国政府は、すぐに「子ども虐待の防止と治療に関する法律」（Child Abuse Prevention and Treatment Act of 1964）を制定し、子どもの福祉に対する国家的責任を明確にした。その成果は着実に上がり、瞬間に被虐待状況下にある子どもたちが保護され、里親へのプレースメントが急増した。そして、子ども保護にかかる財政的負担に注目が集まると同時に、里親の下での発達研究や、分離後の子ども福祉サービスの実際に関心が集まるようになった。そこでは、実際にパーマネントな環境を里親ケアでは用意できていないことが明らかにされ、里親ケア中心のサービス体系について検討されねばならないような状況があること、在宅サービスのための資源が不足しているという理由によって「不要な」プレースメントが行われていることなどが指摘されてきた。また、ひとり親家庭や低所得家庭、非白人家庭から不均衡なほどに子どもがプレースメントされていることも明らかにされてきたことで、子ども保護実践上の社会的不正義にスポットがあてられるようになった。

かくして、里親ケアは、子ども家庭福祉実施体制のためには欠かせないものであっても、子どものパーマネンシーや社会正義の実現のためには必ずしも十分なものとはいえないという認識が広まっていき、政治的にも社会的にもこの状況を転換させるべき方策を見出さなければならぬ状況が醸成されていった。

こうした状況下で、家族という資源の活用状況に関心が集まるのは必然であった。各州では、親子分離する前の家族サービスの開発が進められるようになり、連邦政府では、これまでの子ども福祉のやり方の反省にたって、1978年に「アメリカ先住民の子ども福祉に関する法律」（Indian Child Welfare Act of 1978）を制定、その後、1980年にはエポックメイキングな性格を持つ「養子縁組支援と子ども福祉に関する法律」（Adoption Assistance and Child Welfare Act of 1980）を整え、子どものパーマネンシーを第一次的な関心事とする実施体制を整えようとした。

具体的には、里親へのプレースメントに先立って親子

分離の必要性を予防・軽減するために、そして親子分離がなされた場合には家族が再統合されるために「合理的な努力」(reasonable efforts) をすること、パーマネンシー計画を立てるにあたっては子どもに最も制約の少ない環境 (the least restrictive environment) を保障すること (源家族に最も近い環境とされ、プレースメントの形態に関する優先順位で見ると、家族再統合が最も優先度が高く、次に養子縁組、後見人選定、最後が長期里親ケアとされる) が規定された。これによって、里親ケアの役割は限定的なものとなり、代わりに在宅支援を通じた家族の子育て能力の強化と、家族再統合が難しい場合に養子縁組を速やかに活用すべきことが課題とされるようになった (この方向性は、1997年に制定された「養子縁組と安全な家族に関する法律」(Adoption and Safe Families Act of 1997)でも支持されている。この法律は、家族保全の定義に影響を与えたが、次年度の研究テーマにつながるものであるため、本年度の研究では取り上げていない)。

この「養子縁組と子どもの福祉に関する法律」の動向を促進すべく、1993年には、「予算措置法」(Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993)が制定され、家族保全及び家族支援についての定義が条文として示されることとなり (Family Preservation and Support Provision)、実際に5年間で約10億ドルの予算が各州に配分されることとなった。この背景には、すでに1991年までに43州で家族保全プログラムが法制度の一部に組み込まれていたものの、合衆国政府からの財政的なインセンティブがなかったこと、その一方で、上限なく予算が配分される里親及び養親へのプレースメントは行いやすく、その結果、家族と一緒に暮らすことのできない子どもたち及びそれにかかる財政的負担が増加傾向にあったこと (家族保全プログラムに10億ドルの予算が組まれた5年間を見ても、里親ケアには160億ドルが計上されている)、ひとり親家庭の増加や共働きの必要性ないし養育費の増大等によって里親のなり手が減少したことが指摘されている。

以上のことから、家族保全については、1960年代からの子ども福祉実践の中で出てきた心理的・社会的・政治 (財政) 的弊害を克服する手立てという歴史的なコンテキストにおいて展開されてきたものであることがわかる (以上については、主として次の文献を参照した；Berry, M. 1997; Alstein, H. and McRoy, R., 2000)。

2 定義

家族保全が生まれるコンテキストの理解から、家族保全とは、親子分離へとベクトルを向けた子ども中心実践からの「劇的な反転」(Petr, C.G., 1998, p.161) であるといえる。このようなコンテキストを踏まえ、家族保全概念の定義について理解を深めることとする。

まず、語義であるが、'preservation'は、ラテン語で「保つ」「守る」を意味する'servare'を語源としている。「保守」を意味する'conservative'や「観察する」と訳される'observe'も'servare'から派生したものである。接頭語の'pre-'は、'before' (「前もって」)と同義であるから、「損なわれてしまう前に行う行為」であることを意味している。家族保全のコンテキストを考慮すれば、「社会的に子どもを家族から引き離すような状況になってしまう前に行う行為」といえるものであり、「子どもの分離を予防する目的」で行われる行為といえよう。

以下、本研究で調べた文献に掲載されていた定義を検討してみる (引用中の下線部は筆者による)；

○アメリカ子ども福祉連合 (Child Welfare League of America: CWLA, 以下 CWLA) のホームページで紹介されている定義 (2002年)

家族保全サービスとは、包括的で短期で集中的な、家族のためのサービスであり、第一次的に家庭において提供されるものである。そして、子どもを不必要に家庭から引き離すことを避け、家族再統合を促進するためにデザインされている (CWLA, 2002)。

○ソーシャルワーク用語辞典での定義 (1999年)

家族が損なわれなくするために、そして家族成員相互の役割と責任を維持するのを助けるために、知識、資源、支援、ヘルスケア、人間関係スキル、そして構造を提供する計画的努力のこと (Barker, R.P., 1999, p.169)。

○ソーシャルワーク事典での定義 (1995年)

家族保全サービスとは、集中的に実施されるサービスであり、一般的には短期間内にクライアントの家庭で提供されるものである。これらサービスは、不必要な家庭外プレースメントを予防し、家族の絆を保全するのに役立つように開発されてきたものである。そうしたサービスは、子どもが家庭から引き離される危急のリスクを抱えた家族をターゲットにしたものである (Tracy, E.M., 1995,

p.973)。

○連邦法 (Omnibus Reconciliation Act of 1993) によって示された定義 (1993年)

リスクを抱えている、あるいは危機にある家族(養子縁組家族や拡大家族も含む)を援助するためにデザインされ、子どもたちと家族に提供されるサービス。再統合や養子縁組、集中的家族保全サービスのようなプレースメント前の予防サービス、家族に一時的な休息を提供するレスパイトケア、子育てスキル・トレーニングを含む、計画されたパーマネントな生活調整の促進を援助することを含むことができる (Petr, C.G., 1998, p.155 より再引用)。

そのほか、共通する特質として、以下のものがあげられることが多い(たとえば、Crosson-Tower, C., 2001; Alstein, H. and McRoy, R., 2000; Mather, J.H. and Lager, P.B., 2000; Petr, C.G., 1998; Berry, M., 1997; Yuan, Y. T. and Rivest, M. eds., 1990); ①家族の価値重視(親子分離が子どもに及ぼす否定的影響の重視)、②家族のストレングズの重視(サービスがあれば家族には適切に子育てをする能力があるという信念)、③エコロジカルな視点(マルチシステム・アプローチによる介入やコミュニティ資源の活動による援助)、④家庭でサービスを提供すること(home-based)、⑤家族中心(family-centered)、⑥短期集中的な活動、⑦一人のワーカー担当ケース数が数ケースに抑えられること。

しかし、通読してわかるように、これらの定義や特性には、「家族が損なわれない」ということが一時的な親子分離を許容するものなのか、つまり家族再統合まで含むものなのかははっきりしない。また、「包括的で短期で集中的」ということが基本的な特性なのか、それとも必ずしも短期的なものではないのか、定義を並べただけでは判別がつかない。わかるのは、子どもと家族とのつながりを重視・強化するという、すでに歴史的コンテクストにおいて確認したことだけであるといっても過言ではない。

こうした結果は、現在の家族保全概念の現状をそのまま投影しているようである。たとえば、『ソーシャルワーク事典』で執筆している Tracy (1995) は、「関心が増大する一方、正確な本質性、あるいは好ましいネーミングについてさえ、ほとんどコンセンサスが得られていない」(p.974)といい、McRoy は、家族ソーシャルワークの理論的指導者である Hartman を引用して、次のようにこの概念上の混乱を端的に指摘している; 「Hartmann のことばを借りれば、『家族保全という用語があまりにも

普遍的なものとなったため、家族について何か役立つことをしている人なら誰でも、家族保全を実践している』。多彩な定義は、用語を無意味にしてしまう」(Alstein, H. and McRoy, R., 2000, p.14)。里親ケアのオルタナティブとして生まれた、子どもと家族をともに留め置こうとする試みは、きわめて多様なものとなり、限定的に整理しようとするのが困難になっているのである。

そうした状況において、家族保全を広義と狭義という大括りで整理する傾向も珍しくない。たとえば、Downs ら (Downs, S.W. et al., 2000) は、家族保全を「フィロソフィーとしての家族保全」と、「サービスとしての家族保全」とがあり、統一的な見解が出されていないとしている。前者は、生物学的な家族を中心的に重視する政策、プログラム、実践を支持する考え方で、親族ケア(kinship care)や家族グループによる意思決定方式(family group decision-making)、家族再統合(family reunification)といったサービスをも包括する上位概念といえるものである。そして、後者は、家族を基盤とした集中的なサービスのことで、代表的なものがホームビルダーズになる(ホームビルダーズについては、佐々木, 2000)。

また、Berry (1997) も、家族保全には「フィロソフィーとしての家族保全」と「実践アプローチとしての家族保全」とにわけており、McRoy も先行研究から、価値や原則により導かれる「フィロソフィーとしての家族保全」と「実践あるいはプログラム・モデルとしての家族保全」とにわけられるとしており (Alstein, H. and McRoy, R., 2000)、マクロ実践(フィロソフィー)からミクロ実践までの連続線上にいくつもの定義がプロットされてきたことが推測される。

3 類似概念との関係

家族保全は、このように広義で使用される場合と、狭義で使用される場合がある。しかし、こうした状況は、先に McRoy のことばを引用したように、混乱を招く恐れがある。そのため、家族保全について議論をする上で、とくに家族支援とは差異化して使用される傾向がある。

たとえば、家族保全に関する文献で引用度の高い CWLA (1989) の『子どもたちと生活する家族を強化・保全するためのサービス基準』では、家族へのサービスはある共通する価値に基づいてなされるべきであるとし、その価値のもとで「家族資源、支援及び教育サービス」(「親役割にある大人を支援、手助けするもの」)、「家族中心サービス」(虐待ハイリスク家族へのサービス)、「集中的家族中心サービス」(虐待ハイリスクの

中でもとくにリスクな家族に対して危機介入的に行うサービス)の三類型を提示している。この後者二つが、家族保全に該当するが、このような提示の仕方は、家族へのサービスは、この三類型を含むべきであるということの意味すると同時に(つまり、連続的・総合的なサービス提供の重要性)、プログラムとしての家族支援と家族保全の機能が識別可能なものであることも意味している。すなわち、家族支援と家族保全を同一のものに見なして、サービスを一本化してしまうことは基準としては認められておらず、むしろ「集中的家族基盤サービスを提供する上で拡張的に使用される」(Mather, J.H. and Lager, P.B., 2000, p.134)ものとして解釈されるべきであろう。

また、先に確認した予算措置法で以下のように家族支援の定義がなされ、家族保全とは識別されていることを忘れてはならない。

子どもたちや家族のウェルビーイングを促進するためのコミュニティを基盤としたサービスであり、家族(養子縁組家族や大家族も含む)の力と安定性を増強するために、親の子育て能力における自信や力量を強めるために、子どもに安定的で支持的な家族環境を提供するために、そしてそのほか子どもの発達のためにデザインされている。そうしたサービスは、家庭訪問、親支援グループ、子育てスキル改善プログラム、レスパイトケア、親子関係を強化するための構造化された活動、ドロップインセンター、情報と紹介サービス、早期発達スクリーニングを含めることができる(Petr, C.G., 1998, p.155より再引用)

このように、家族支援は、ハイリスク家族に関するスペシフィックな知識や技術を必ずしも要求しないし、サービス内容も、個々にパッケージされるとはいえ、予防というところに力点を置いたものとして相対的な違いを見出すものとなる。

また、「家族中心サービス」という観点から家族保全を取り上げているカプランは、次の6点にわたって、家族支援と家族保全の融合が阻まれているとしており、今後の課題と見なしている(以下の文献でも同様の指摘がなされている; Alstein, H. and McRoy, R., 2000)。

- ① それぞれ独自の専門用語を持っている
- ② 家族支援は専門領域を超えて、コミュニティを基盤として発達してきたが、家族保全は明確に子ども家庭福祉のプログラムである。

- ③ 家族支援は、消費者主導、コミュニティ中心、ボランティアなものであるが、家族保全はほとんど強制的なものである。
- ④ 家族支援の資金源は私的なものであるが、家族保全は公的なものを使用している。
- ⑤ 家族支援は長期の支援を前提にしているが、家族保全は短期である。
- ⑥ 家族支援は、身近であることを強調するが、家族保全は専門職化の傾向がある。

これは、家族支援が、家族保全と価値を共有するにしても、異なるアプローチが求められるものであること、サービス体系の中で異なる機能を示すものであることを示している。

また、家族保全と家族支援の整理がなされる一方、広義の家族保全において具体的なアプローチが開発されてきた。それが、ホームビルダーズを代表格とする集中的家族保全(狭義の家族保全)、そのほか親族ケア、家族グループによる意思決定方式、家族再統合である。集中的家族保全を除いては、必ずしも家族保全のサービス内容として取り上げられるわけではなく、概念としてむしろ独立性があるが、同一のコンテキストから生じたものとして理解可能である(Downs, et al., 2000)。

Ⅳ 考察

本研究で明らかになったことを、図1及び2で明示したが、家族保全概念を理解するためには、里親ケアの増大及びその諸弊害という歴史的コンテキストを見ることが不可欠であるといえる。子どもの発見と保護は、子どもの安全性に対する国家的責任の遂行を促進したものの、財政的負担の重さに加えて、保護が子どもの最善の利益を保障しないことをマイクロ実践において露呈させた。その結果、新たなるフィロソフィーのもとにサービスがプログラム化され、ハイリスク家族のみを対象とする集中的家族保全プログラムをはじめとして、親族ケアなども包括する、多様な実態を含む概念として成長してきた。

さて、最後に、こうした特性を持つ家族保全概念を我国で研究する意義についてまとめておきたい。我が国においては、親子を分離しないで行う援助は、「在宅指導」という概念で展開されてきた。しかし、在宅指導とは、合衆国での家族保全概念がソーシャルワークの専門的価値に基づいたものであるのとは対照的に、そもそもから法的な概念である。すなわち、児童相談所という行政機関が児童福祉法上の理念を達成するための行政的介入を行う上での、一つのサービス形態を規定したものに過

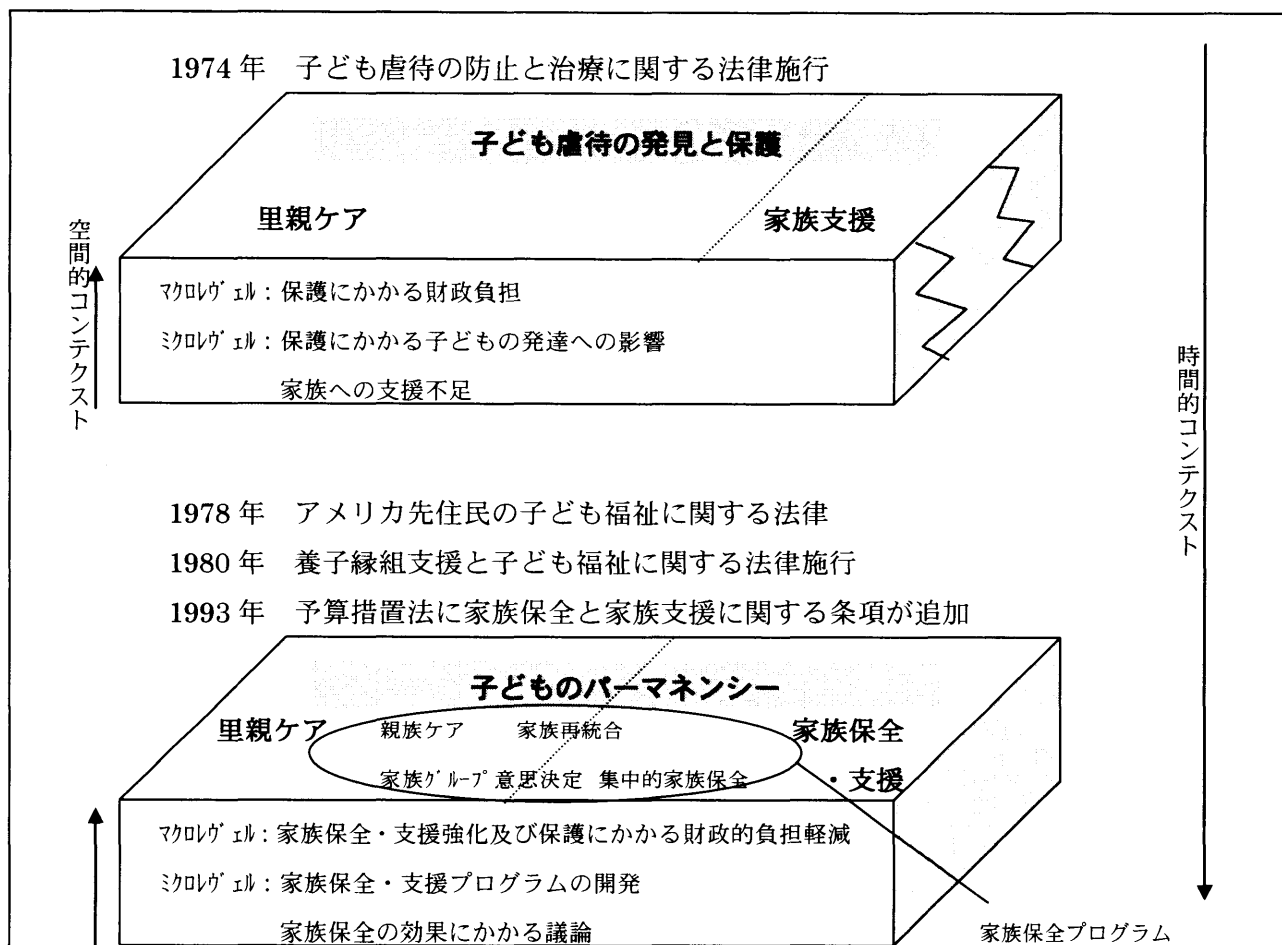


図1 家族保全概念発生のコンテキスト

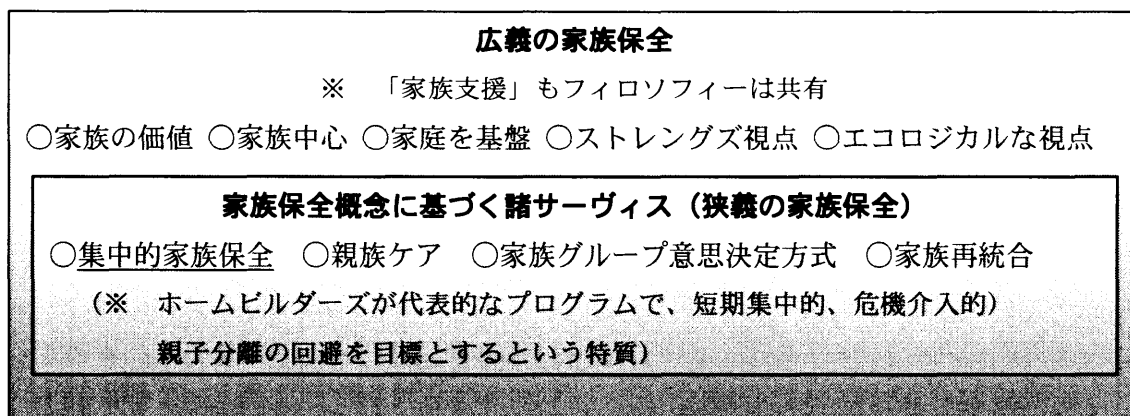


図2 家族保全概念の整理

ぎない。そこでは、「保護者」という概念は出てきても、「家族」に焦点があてられることはない。

また、虐待が社会問題化してから10年、我が国でも社会保障審議会などで予防や保護者への援助についての検討が進められつつある。しかし、まだハイリスク家族とは何で、そのためにどういったサービスが適切であるのかは、明示的になっていない。

こうした状況から、家族保全概念を導入することによって、法律ではなく、専門的価値や理論を基盤とした、官民を超えた専門的なサービス体系を提示する役割を期待できるし、サービス対象と方法を限定した、効果測定可能なプログラム・デザインが可能となるといえよう。

文 献

- Allen-Mears,P.(1995).*SOCIAL WORK WITH CHILDREN AND ADOLESCENTS*,LONGMAN.
- Alstein,H. and McRoy, R.(2000).*DOES FAMILY PRESERVATION SERVE A CHILD'S BEST INTERESTS?*,George Town University Press.
- Barker,R L.(1999).*THE SOCIAL WORK DICTIONARY 4TH EDITION*,NASW.
- Berry, M.(1997).*THE FAMILY AT RISK Issues and Trends in Family Preservation Services*,University of South Carolina Press.
- Crosson-Tower,C.(2001).*EXPLORING CHILD WELFARE A Practice Perspective Second Edition*, Allyn and Bacon.
- Child Welfare League of America(2002).*Definiton, Fact Sheet*(from the Home Page of CWLA ; <http://www.cwla.org/programs/familypractice/fampresfactsheet.htm>).
- Child Welfare League of America(1989).*STANDARDS FOR SERVICES TO STRENGTHEN AND PRESERVE FAMILIES WITH CHILDREN*,Child Welfare League of America.
- Downs,S.W.,Moore,E.,McFadden,E.J. and Costin L.B. (2000).*CHILD WELFARE AND FAMILY SERVICES Policies and Practice Sixth Edition*.Allyn and Bacon.
- Mather, J.H. and Lager, P.B.(2000).*CHILD WELFARE:A UNIFYING MODEL OF PRACTICE*, BROOKS/COLE.
- Petr,C.G.(1998).*SOCIAL WORK WITH CHILDREN AND THEIR FAMILIES*,Oxford University Press.
- Tracy,E.M.(1995).Family Preservation and Home-Based Services,in Edward, Richard L.(ed-in-chief).*ENCYCLOPEDIA OF SOCIAL WORK 19TH EDITION*,NASW Press,pp.973-983.
- Yuan,Y.T. and Rivest,M.(1990).*PRESERVING FAMILIES Evaluation Resources for Practitioners and Policymakers*,Sage Publications.
- カプラン リーサ、ジラルド ジュディス L. (2001).『ソーシャルワーク実践における家族エンパワメントーハイリスク家族の保全を目指してー』(小松源助監訳)、中央法規。
- こども未来財団(2001).「平成12年度 諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事業」財団法人こども未来財団。
- 佐々木政人(2000).「米国におけるエコロジカル・ファミリー・ソーシャルワークの試み ホーム・ビルダーズ・プログラムの展開を中心として」『国際社会福祉情報』第24号、pp.49-53.
- 芝野松次郎(2002).「家族・親子関係の行方」、愛育ねつと解説2002年1月(<http://www.aiiiku.or.jp/jigyoo/contents/kaisetsu/ksbk/ks0201.htm>).

